

新連携支援策の概要

1 新連携対策補助金

事業概要

中小企業が技術・ノウハウの緊密な「摺り合わせ」を通じて、柔軟に「強み」を相互補完しながら高付加価値の製品・サービスを創出する新たな連携(新連携)を支援

連携体構築支援

専門知識や高度な技術等を有しながら具体的事業化を図る中小企業が、自己の優れた機能(マーケティング、商品化等)を持ち寄り、他者(企業、研修機関、組合、NPO等)と連携構築する取り組みを支援。具体的には、連携構築に資する規程の作成、コンサルタント等にかかる経費の補助。

事業化・市場化支援(要認定)

異分野連携新事業分野開拓計画(以下「新連携計画」という)の認定を受けた連携帯が行う事業に必要な新商品開発(製品・サービス)に係る実験、試作、連携体内の規程作成(工程管理マニュアル、共通システム構築等)、研究会、マーケティング、市場調査等にかかる経費補助。

2 新連携融資

「新連携計画」の認定を受けた新連携プロジェクトについて、参画する個別企業の返済能力に加え、新連携プロジェクトの評価を加味した上で、個別企業向けに融資を行う。

3 信用保証の特例

「中小企業新事業活動促進法」に規定する「新連携計画」の認定を受け田中小企業者は右の措置を受けることが可能。

標準保証		新連携認定事業の保証	
企業	保証限度額	企業	保証限度額
普通保証	2億円	新事業開始保証	2億円
組合	4億円	組合	4億円
新連携認定事業	3,000万円	新事業開始保証	6億円
特別小口保証	1,250万円		
高度金融機関保証	1億円		

※新連携認定事業の保証限度額

4 設備投資減税

「中小企業新事業活動促進法」に規定する「新連携計画」の認定を受けた中小企業者が等が取得した機械装置等について、取得価格の7%の税額控除(リースの場合は費用総額の60%相当額の7%)又は初年度30%の特別償却を認める。

※新連携計画認定事業者のうち一定の成長が見込まれる者

5 投資育成株式会社による支援

中小企業投資育成株式会社が、新連携に係る事業を行うために、資本の額が3億円を超える株式会社の設立に際して株式の引き受けにより資金調達を支援。

また、中小企業者のうち、資本の額が3億円を超える株式会社が、新連携に係る事業を行うための、新株、新株予約券、新株予約券付社債等を中小企業投資育成株式会社が引き受けることにより、資金調達を支援。

6 特許料減免措置

「新連携計画」の認定を受けた中小企業(新連携計画終了後2年以内の中小企業も対象)のうち、技術開発を行う際の審査請求料・特許料(第1年～第3年)を半額に軽減。

7 高度化融資

「新連携計画」の認定を受けた任意グループが行う新商品の生産、研究開発等に必要な施設の整備に要する資金を、中小企業基盤整備機構は高度化融資により支援。

<制度概要>

- 貸付対象者：次の要件のいずれにも該当する任意グループ
 - ア 構成員が4人以上
 - イ 構成員の2/3以上が認定中小企業者
- 貸付対象資金：土地、建物、構築物、設備
- 貸付期間：20年以内(うち据置3年以内)
- 貸付割合：90%